

成年後見制度と市民後見人

誰もが暮らし慣れた地域で安心して生活できる地域づくりに向けて

問い合わせ

市社会福祉協議会生活支援課

☎ 62・7756

記事ID

0045919

成年後見人は、対象となる人の判断能力に応じて、財産管理や各種手続きなどを支援します。成年後見人は、家庭裁判所が親族または弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職から選任します。近年、親族は高齢化や関係の希薄化などにより、後見人として選ばれるケースは減少しています。また、弁護士などの専門職は、人材が限られているため、後見人としての担い手が不足している現状があります。

そこで「新たな支援者」として求められているのが「市民後見人」です。



市民後見人とは？

社会貢献への意欲が高い人で、市が開催する養成講座を受講し、その後法人後見支援員などの実務を経験し、家庭裁判所から後見人に選任された人です。

市民後見人養成講座を受講するためには、特別な経験や資格は必要ありません。対象者に寄り添いながら、権利や財産を守り、尊厳ある生き方を支援します。市民後見人の特徴は、地域を良く知っているからこそ、対象者に寄り添ったきめ細かな対応ができることです。責任もありますが、とてもやりがいのある活動です。

昨年度開催された講座から

昨年度の講座は、11人が受講し、受講生から、「人のために、少しでも役に立つ後見人になりたい。」「責任の重さは感じるが、後見人になったら寄り添い続けていきたい。」との声をいただきました。

今年度も、市民後見人養成講座を開催します。支援を必要とする誰かのために、地域の身近な伴走者、「市民後見人」になってみませんか。

市民後見人養成講座の

受講者を募集します

市では、市民後見人養成講座を開催します。受講要件や応募方法など、詳しくは市社会福祉協議会生活支援課までお問い合わせください。

- ▼とき 7月～令和4年1月の間で基礎講座5日間、実務講座5日間、実地研修2日間
- ▼ところ 神林支所3階 大会議室
- ▼対象 次の①～⑤の全てに該当する人

- ①年齢25歳～75歳で市内在住の人（令和3年4月1日現在）
- ②専門職（弁護士、司法書士、税理士、行政書士、社会福祉士および精神保健福祉士）としての資格を有しない人



▲昨年度の講座の様子

- ③市民後見活動に熱意と理解があり、受講修了後、市民後見人として活動可能な人
- ④原則、全ての講座に参加可能な人
- ⑤反社会的勢力に属していない人
- ▼参加費 無料
- ※ただしテキスト代6300円がかかります

申し込みは、市社会福祉協議会、介護高齢課、福祉課または各支所地域振興課地域福祉室で配布している募集要項にある受講申込書とレポートに必要事項を記入の上、5月31日（月）まで市社会福祉協議会へ申し込んでください。